

【平成 23・24 年度 追加申請版】

嘉 手 納 町 建 設 工 事 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 提 出 要 領

受付場所及びお問合せ先

受 付 先：嘉手納町役場 3 階 都市建設課

住 所：〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588

電話番号：098-956-1111(内 334)

ファックス番号：098-956-9508

ホームページ：http://www.town.kadena.okinawa.jp/

メールアドレス：toshiken@town.kadena.okinawa.jp

1. 申請の方法

(1) 受付期間

平成24年2月1日(水)～平成24年2月29日(水) (郵送の場合消印有効)

※申請書提出は、県外・県内に係らず郵送、持参どちらでもかまいません。

受付時間は、午前：9時00分～午前11時30分、午後：1時00分～午後4時30分です。

(2) 提出書類一覧表

提出書類は次表のとおりです。

●提出書類一覧表

※各種証明書の写しは平成23年9月1日以降のものとする。

No	提出書類など	備考
1	建設工事入札参加審査申請書(県1号様式)	<u>必ず代表者印を押印すること</u>
2	沖縄県建設工事入札参加資格審査電算入力票(県第2号様式)	様式中の「入札参加申請業種」については、嘉手納町において希望する業種を記入すること
3	技術職員有資格者名簿(県第3号様式)	土木・建築・電気・管・ほ装を申請する者で、別表資格区分に該当するもののみ記載し提出 平成23年12月1日現在で在籍する常勤の技術者を記載 <u>県外業者提出必要なし</u>
4	経営事項審査結果通知書の写し	申請日までに受けた有効かつ直近の総合評定値の通知
5	建設業許可通知書の写し	許可証明書の写しでも可
6	登記簿謄本(写しでも可)	個人業者の場合は代表者身分証明書
7	印鑑証明書	写しでも可
8	建設業労働災害防止協会加入証明書	写しでも可

No	提出書類など	備考
9	建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し	経営事項審査結果通知書にて確認できない場合のみ提出
10	本社所在市町村の市町村税納税証明書(完納証明書)	未納税額がないことの証明書 写しでも可 <u>県内業者のみ</u>
11	県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	未納税額がないことの証明書 写しでも可
12	国税納税証明書(法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)	未納税額がないことの証明書 写しでも可
13	No. 3「技術職員有資格者名簿」(県第 3 号様式)に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し又は免状の写し	
14	雇用保険加入証明書・労働保健加入証明書の写し	経営事項審査結果通知書にて確認できない場合のみ提出
15	健康保険、厚生年金保険加入証明書または社会保険料納入確認書の写し	経営事項審査結果通知書にて確認できない場合のみ提出
16	工事経歴書 (※1、2)	直近 <u>2年度分</u> を記載。
17	営業所等設置届出書(<u>嘉手納町内に本店、支店、営業所等がある場合のみ</u>)(※2)	<u>町様式あり</u> 本様式はフラットファイルに <u>綴らず</u> 提出すること
18	80円切手を貼り、返信先の宛名を記入した 返信用封筒 受付表送付用 … 1枚 合格通知書送付用 … 1枚	郵送にて申請するものは <u>2枚</u> 持参にて申請するものは <u>1枚</u> 提出

※ 1 No. 16 工事経歴書について、様式の指定はありません。

※ 2 No. 17 営業所等設置届出書の様式については下記いずれかにて入手してください。

- ① 嘉手納町ホームページよりダウンロードする
- ② 窓口にて直接入手

(3) 申請書類の提出方法

前記(2)提出書類一覧表に付されている番号順にインデックスで番号を付け、青色のA4ファイルに綴り、表紙と背表紙に商号を記載して下さい。

ただし、提出書類一覧表 No. 17 営業所等設置届出書、No. 18 返信用封筒についてはファイルには綴らずに提出願います。

(4) 提出部数

1 部

(5) 結果の通知

書類一式を受付する際、「平成 23・24 年度入札参加資格申請書受付表」を発行いたします。

受付後、町にて提出書類一式を確認した後、既に提出した書類に不備がなければ、本町の入札参加適格合格通知書を発行いたします。

(6) 申請書提出後の変更届

入札参加資格審査申請後、次の事項に変更等があった場合は速やかに変更届出書(県様式を使用)1 部を提出して下さい。

●届出を要する変更事項一覧表

※必ず変更届出書(県様式)に添付してください。

変更事項	添付(確認)書類
許可の変更	建設業許可通知書(写し)
商号変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
所在地	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
代表者	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
電話番号及びファックス番号	変更届出書(県1号様式)だけでよい。
組織変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
社印・代表社印等の変更	印鑑証明書(写しでも可。)
経審基準日	経営事項審査結果通知書(県知事印が押印されたものの写し)
入札参加資格継承申請	建設工事入札参加資格継承書(県第4号様式)及び商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
個人業者から法人業者への変更(代表者が変わらない場合)	商業登記簿(写しでも可)

2. 建設工事入札参加資格申請要件等

(1) 建設工事入札参加資格申請要件

次の各項目を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

- ① 社会保険に加入していること
(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く)
- ② 雇用保険に加入していること
(従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く)
- ③ 建設業労働災害防止協会に加入していること
(加入免除されている業種を除く)

※ 免除業種

：タイル工事、板金工事、内装工事(防音工事を除く)、建具工事(屋外で施工する工事を除く)、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事

- ④建設業退職金共済制度に加入していること
- ⑤申請する業種について、建設業許可を受けている者であること
- ⑥次のアからカまでに該当する事実があった後、1年以上を経過していること
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたもの
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑦申請する業種について、有効な総合評定値の通知を受けている者。ただし、指定範囲内に審査基準日が複数ある場合には直近のものを審査基準とする。
- ⑧営業を開始して1年以上の者であること。
- ⑨申請する業種について、⑦の結果通知書における年間平均(2年又は3年)完成工事高があること。**
ただし、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業については、年間平均(2年又は3年)完成高工事が500万円以上であること。
- ⑩経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑪成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

⑫次の各号に該当しない者

- ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力という」）。
- イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるとき。

(2) 留意事項

- ① 入札参加資格審査を申請した者が次のアからウに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ 審査の為の実態調査に応じなかったとき。
 - ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ② 名簿登録の有効期間は登録の日から平成 25 年 3 月 31 日までとします。
- ③ 平成 25・26 年度の追加受付は平成 25 年 2 月頃を予定しています。

別表資格区分表

業種	区分	コード	資格名
土木	1 級技術者	111	1 級建設機械施工技士
		113	1 級土木施工管理技士
	2 級技術者	212	2 級建設機械施工技士
		214	2 級土木施工管理技士(土木)
	技術士(土木)	709	技術士：建設部門
		712	技術士：農業部門
		713	技術士：森林部門
		714	技術士：水産部門
建築	1 級技術者	120	1 級建築施工管理技士
		137	1 級建築士
	2 級技術者	221	2 級建築施工管理技士(建築)
		238	2 級建築士
	積算士	076	建築積算士 (建築コスト管理士含む)
	電気	1 級技術者	127
2 級技術者		228	2 級電気工事施工管理技士
		155	第 1 種電気工事士
管	1 級技術者	129	1 級管工事施工管理技士
	2 級技術者	230	2 級管工事施工管理技士
ほ装	1 級技術者	111	1 級建設機械施工技士
		113	1 級土木施工管理技士
	2 級技術者	212	2 級建設機械施工技士
		214	2 級土木施工管理技士 (土木)